

I ハッペイ

昭和四十五年五月発行

季節の話題

端午の節句

5月5日はむかしから、五節句の一つで、女の子の桃の節句となるんで、男の子の節句です。

端午というのは、月のはじめの午（うま）の日をさします。

鹿 鹿の漢代以後5月5日を端午部というようになりました。

村 村の行事は中国から伝えられた役もので、中国では昔から5月は

場悪い月とされ、午の日をとくにき

・ らって、ヨモギで作った人形を門

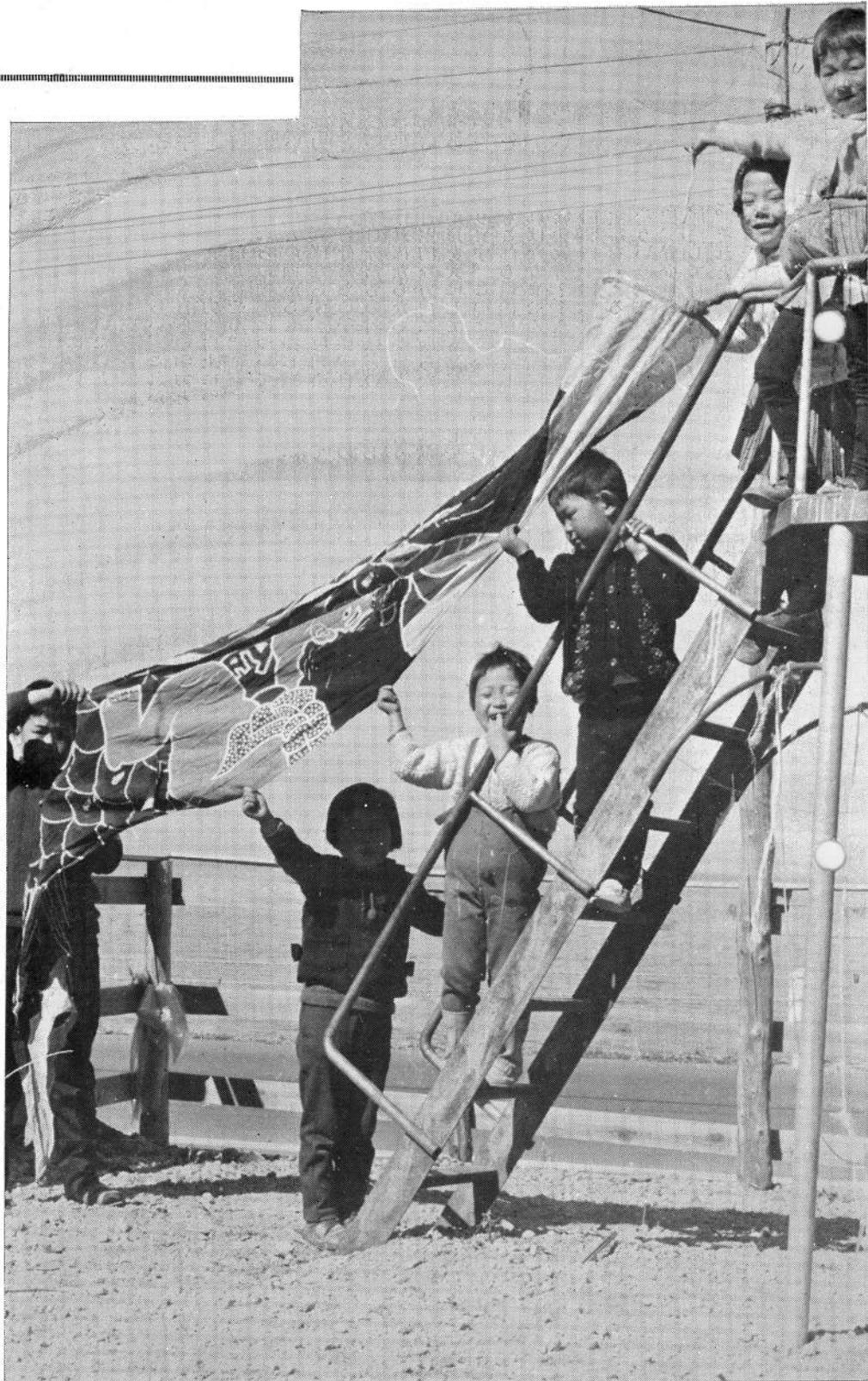
印 戸にかけ、アヤで虎の形を作つて刷所頭にいただき、ランを入れたおふ

三 三に入り、五色の糸をひじにかけ

栄 栄またはショウブをひたしたお酒を

印 飲むなどして病気や災難をはらう刷のが目的でした。

所 所わが国に伝わったのは奈良時代ですが、江戸時代に入ってから、端午の節会（せちえ）は尚武の催しとして幕府の年中行事の一つとして重要視されるようになり、5月5日に諸大名が江戸城に出仕して将軍に祝賀のことばをのべ、ちまきや柏もちを献じ、将軍家に嗣子誕生のときは玄関前にノボリを飾りました。



=写真はシシペ子供会の子供達=



ひとりぼっちの、 登校

きのうまでいっしょだったタローちゃん…

今ひとりぼっちで……

こわい横断歩道をわたったの……

ランドセルしよってたタローちゃん…

みんないるのに……

タローちゃんの机だけボツンとさみしそう

…………

タローちゃん……

なんにもいわないタローちゃん……

……もどっこないタローちゃん……

もし、あなたの子供さんが車にはねられたら……考えたくないことです。明日にでもその悲しさがもしかしたら実感としてふりかゝるかもしれません。

子供のとび出し、子供が道路で遊んでいたときなどに交通事故は起きます。

学校から帰つてからの家庭でのしつけにとくに注意しましょう。

自分の子ばかりでなく、子供が道路で遊んでいるときは注意してあげましょう。

正しい歩行、正しい横断を身につけるためにもお母さん方から正しい歩行をしましょう。道路での立話しあとくにめだちます。

道路上での立話をやめましょう。

春の交通安全運動が4月6日から15日まで行なわれました。

この運動の期間中幼児がわき道からとび出し、車にぶつかった事故がありました。

みんなで子供のとび出し事故を防ぎましょう。

▶運転者のみなさん

スピードの出し過ぎ、酒酔い運転、無免許運転は絶対にやめましょう。

正しい車間距離を守り、追突事故をなくしましょう。

つねに車の整備点検には心がけ、とくにブレーキやハンドルには念入りに点検をしましょう。

子供や老人を交通事故から守るため、子供や老人が横断中、あるいは横断しようとしているときは必ず一時停車を心がけて下さい。

最近踏切事故が相次いで起きています。

ふみ切りをわたるときは一時停車を完全に守り、左右をたしかめてスタートしましょう。

● ● ● 初入学園児童を交通事故から守るために ● ● ●

5 こうほう・しかべ



徳に待つもの 大きい 処理

ごみ

鹿部村は草創三百五十年の、輝かしい歴史に発達した渡島東部の先進町村であります。

すなわち元和元年南部大畑より四司馬宇兵衛が移住開拓して、漸次和人の入植があり、アイヌ人に交って漁業生産を進め、恵まれた海浜・山野・温泉を開拓して、明治初年には沿岸著名の一村となりました。以後も地の利・人の和に健闘を続けて、昭和今日の理想的郷土を見るに至りました。

鹿部村史編集について

編集委員長 小林 露竹

自動車税を納期内までに 納めましょう

昭和45年度第1期分

自動車税の納期限は

5月15日より6月1日まで

お近くの銀行、郵便局または支庁(税務出張所)

窓口に早めに納めましょう。

なお領収証は納税証明を兼ねておりますから、
納税されましたなら大切に保管して車輌検査の際
陸運事務所に提示してください。

伸ばせ村勢、延ばすな村税

税は納期内に完納しましょう。

渡島支庁だより

社会福祉協議会に
寄附がありました

編集打合せする小林先生

不~~い~~ムは委員長の大任を受け、

老令の上に森町在住とて、意に任

せぬものがありますが、南茅部町

史・森町史等編集四十年の体験も

心得て居りますし、すでに同委員

なる大畠良一・立部誠一・山崎篤

也・松本政信・関本忠久・小玉健

の諸氏は、いずれも村内精通の有

識者でありますので、これに力を

得て老骨をささげることといたし

ました。

頼わくば、村民各位の御協力と

資料の提供により、予定の三ヶ年

をもって村史発行の運びに至りますよう、よろしく御支援を切望す

るものであります。

(昭和45・4・14)

▼鹿部村の發展歴史を知るうえに
重要な役割をする村史を編集することになりました。この村史の編集委員はつぎのとおりです

▼村史編集委員

委員長(監修者) 小林 露竹

立部 誠一

大畠 良一

松本 政信

山崎 篤也

忠久 健

関本 小玉

ありがとうございます

本村字鹿部佐々木健之助
さんの病氣見舞のお返し分
の一部を鹿部社会福祉協議
会へ寄附されました。

このご厚志は生活困窮者の
一時貸付金の基金となっ
て利用されます。

佐々木さん、伊藤さんあ
りがとうございました。

こうほう・しかべ

一火入れ、入林には許可証を

—山火予防のための心得充分に—

鹿部村森林愛護組合

- 春となり、いよいよ畑や山仕事に忙しくなってきましたが、いくら自分の山だからといって火入には許可が必要です。ちよつとした油断があなたの生命財産をも灰にしてしまいます。昭和四十四年の渡島管内で発生した林野火災は八件です。これら的原因はいづれも造林地での地壟のとび火①タバコ、マッチの不始末②ゴミ焼のためのとび火③機関車からのとび火などになつております。各地において年々林野火災が増えております。そこで、みんなが入林するとき火入れをするときの心得を知っておき、一層予防の感心をつめで、林野火災をなくすことのご協力下さい。

▼山火事注意
実施期間
四月一日～六月二十日まで▼山火事注意強調期間
四月十五日～五月二十日まで▼山火事予防デーの設定
五月十日(1)火入対策
秋を原則としますが、春の危険な日は火入れはできるだけ避けましょ。

- ◎つねに気象状況には注意し、警報発令中の火入れは絶対にやめましょう。発令のないときでも気象には注意しましょう。
- ◎火入れをしているとき警報、注意報が発令されたときはただちに火入れを中止し、消防につとめましょう。
- ◎火入れをするときは、できるだけ協同で行い、万一の火災発生のときにも応援を求めることができるようになります。
- ◎火入れをするときは、必ず役場内産業建設課の係に火入れをする二日前までに申請し許可証をもらってから火入れをしましよう。火入れの日時がきましたら、地区内の消防分団にも連絡しましょう。
- ◎火入れ許可証の有効期限は三日以内です。三日をすぎると失効になりますので、もう一度申請しましょう。
- ◎火入れ許可をされた人に許可旗を貸しますので、必ず、許可をもらって火入れをしていることを示すため、この旗を掲げ、終ったら返して下さい。
- ◎子供の火遊びにはとくに注意しましよう。
- ◎雪があるからといって油断することなく、必ず手手続きをしてから火入れをしましよう。

(2)入林者対策
第一回の出生と死亡の対照
第二回は転入者と転出者との比較でこれらを社会動態とよびます。自然増加からみます。昭和三十年から三十三年と、昭和三十年までの十五ヶ年間の本村の人口の移りかわりを分析してみました。

昭和三十年を起点とし、昭和四十四年までの十五ヶ年間の本村の人口の移りかわりを分析してみました。
第一回の出生と死亡の対照
第二回は転入者と転出者との比較でこれらを社会動態とよびます。自然増加からみます。昭和三十年から三十三年と、昭和三十年までの十五ヶ年間の本村の人口の移りかわりを分析してみました。

五十五年の移りかわり
にかけて死亡者数が急に増加しておりますが、その後、徐々に死亡者が減じ、昭和三十八年には三十年頃の数とやや近い四十三名が死亡しております。

しかし、最近、男女の平均寿命が伸びていることが昭和三十九年以降の統計からしてわかり、低い死亡率を示します。昭和三十年(一三六人)を最高として、三十九年までゆるいカープをもってその出産者数を示しておりますが、昭和四十年には、わずか八十九名と減り、その後急激に伸びを示しました。現在のこと、不安定な凸凹の線を示しております。

これら昭和三十年と昭和四十四年の出生、死亡の増減をみ

山火事注意

百日ゼキ・ジフテリヤ・破傷風
小児マヒ予防生ワクチン投与

予防接種を受けよう

予防接種日程について

5月および6月実施乳幼児の予防接種日程は下記のとおりです。

熱のあるものや、下痢しているものは接種できませんから子供の健康状態に充分注意して当日は該当者全員接種できるようにしてください。

実施月	百日ゼキ・ジフテリヤ・破傷風 予防接種	小児マヒ予防 生ワクチン投与
5	第2回目 5月14日	5月28日
6	第3回目 6月11日	
該当者	①生後3ヶ月以上の乳幼児 ②昨年春季に3回した「一ヶ月おきに3回続けて接種しなければ完全免疫になりません。」	①昭和44年2月1日～44年6月30日まで出生したもの ②" 7月1日～45年1月31日まで"
場所時間	字鹿部工藤医院 午後1時30分～3時30分	
料金	無	料
その他	母子手帳は必ず持参して下さい。	

道夫さん一家

工藤恒美



職業	住所	姓 氏 名	家
生年月日	(折り目)		
	、	、	、
	、	、	、
	、	、	、
	、	、	、
	、	、	、
	、	、	、

(書式図)

昭和四十六年歌会始のお題がこのほどできました。歌会始めのお題は、「家」と定められました。ただし、お題の「家」は、具体的な建造物の「家」ばかりでなく、抽象的な「家庭」を題材としてもよろしいです。

(1)詠進歌は、一人一首限りとし、未発表の歌であること。
(2)用紙は、半紙を用い、毛筆で自書のこと。
(3)病気または身体障害のため毛筆で自書することができないときは、他人が代筆してもさしつかえありません。なお、盲人は、点字で詠進し、または他人が代筆してもさしつかえありません。

ただし、代筆の場合は、すべて、その理由を書いた別紙を添えて下さい。

(4)書式は、半紙を横に二つ折りにして、右半面にお題と歌、左半面に住所、(氏名、本名ふりがなつき)生年月日および職業を書いて下さい。(書式図参照)

(職業の書き方例示)

(5)現在職業についている場合は、具体的に詳しく書くこと。

▼注意事項
つぎの場合、詠進歌には失格します。

(1)一人で二首以上詠進した場合
(2)詠進歌がすでに発表された歌と同一または著しく類似した歌である場合

(3)詠進歌を歌会始めのおなわる日以前に新聞、雑誌、その他の出版物、年賀状などにより発表した場合
(4)職業を、単商業、公務員、無職、主婦などとだけ書いて具体的でない場合
(5)代筆と認められる場合(ただ

夫の職業、もしくは夫の元の職業および世帯主との統柄)例えば、何業○、何会社何役○、何省何部長○、元何学校長○、元何県何課長母など。

▼郵便のあて先
「¹⁰⁰東京都千代田区千代田一番一号宮内庁」とし、封筒に「詠進歌」と書き添えること。

詠進歌は、小さく折って封入してさしつかえありません。
以上について疑問があれば、直接、宮内庁式部職にて、住所氏名を書き、郵便切手をはった返信用封筒を添えて、九月末日までに照会するか、都道府県庁または市町村役場に問い合わせて下さい。

し、(3)に掲げた代筆の理由書を添えた場合をのぞく)
(6)締切期日に遅れた場合

昭和四十六年の歌会始のお題 および詠進要領のお知らせ

▼詠進の期間
本年九月一日から十月十二日までとし、郵送の場合は、消印が十月十二日までのものを有効とします。

▼郵便のあて先

「¹⁰⁰東京都千代田区千代田一番一号宮内庁」とし、封筒に「詠進歌」と書き添えること。

▼

詠進歌は、小さく折って封入してさしつかえありません。

以上について疑問があれば、直接、宮内庁式部職にて、住所氏名を書き、郵便切手をはった返信用封筒を添えて、九月末日までに照会するか、都道府県庁または市町村役場に問い合わせて下さい。

1日1円で交通事故からあなたを守る・・・村民交通傷害保険

◎保険料は1人1ヶ月わずか30円であなたを交通事故から守ります。

◎事故の程度によって、最高50万円までお払いいたします。

◎手続きは簡単です。印鑑と保険料360円

(1年分)を持つて役場総務課へおいで下さい。

◎万一事故がおきたときは、被保険者カードと警察発行の証明書をもつてすぐ役場総務課へおいで下さい。